

第29回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会（議事録）

- 1 日 時 平成29年7月26日（火） 13:30～15:00
- 2 場 所 能代市浅内自治会館
- 3 出席者 浅内自治会（柴田和郎副会長、原田宏作委員）、小野沢自治会（小野龍藏委員）、能代南土地改良区（保坂智理事）、浅内水利組合（平川悟副組合長）、能代の産廃を考える会（原田悦子事務局長）、能代市浅内財産区（山田文雄管理会会長、秋田武英能代市総務部長）、能代市（畠山一仁環境産業部長）、秋田県（田中昌子生活環境部長）【敬称略】
- 4 議 事 「能代産業廃棄物処理センター平成28年度水質等調査結果」（資料1）  
「平成28年度環境保全対策の実施状況について」（資料2）  
「平成29年度環境保全対策工事について」（資料3）  
（事務局で説明後、質疑応答）

<質疑の概要>

- 委 員 能代産廃での水処理はどのような方法で行っているのか
- 県 微生物を利用した生物処理と、薬品等を利用した化学処理を行っている。  
下水道に放流する際は能代市との協議に基づき、基準を満たした水を放流している。
- 委 員 昨年度設置した注水井戸にはどれぐらいの量の水を注入しているのか。
- 県 下水道に放流可能な水を注入する予定だが、まだ注入出来るだけの量を確保出来ていないため注入していない。
- 委 員 どれぐらいの量が必要なのかはわからないのか。
- 県 まだ分からない状況である。
- 委 員 注水井戸から水を入れて、薄めて浄化するということなのか。
- 県 土の中の汚染物質を洗い流すことを目的としている。  
通常は雨水でも洗い流されるが、それをより早める目的で注水井戸を設置した。
- 委 員 水を入れただけで簡単に洗い流されるのか。  
井戸の中に滞留することになるのではないのか。
- 県 井戸の周りに穴の空いた管を設置しているため、そこから徐々に染みこんでいくことで洗い出すということになる。
- 委 員 1, 4-ジオキサンを薬品で除去する促進酸化施設が新しくできたようだが、そこで使用する薬品自体は悪いものではないのか。

- 県 促進酸化の仕組みは、オゾンと過酸化水素を用いて1, 4-ジオキサンを分解する方式となる。  
オゾンについては排ガスを吸着する装置が設置されており、過酸化水素については、外部に出ないように濃度調整をしている。
- 委員 これまでの生物処理と比較して、かなり能率が違うものなのか。
- 県 既存の生物処理においても、1, 4-ジオキサンを分解することができるが、生き物を利用するため、季節によりその働きに変動がある。安定的な処理をするため、促進酸化施設を整備した。  
また、今後新たな物質が環境基準に追加された場合でも対応できるということで、この方式を採用した。
- 委員 様々な対策をして、汚染物質もかなり減少しているようなので、感謝申し上げたい。今後もよりよい環境対策をしていただきたい。
- 委員 遮水壁内における第一帯水層観測井戸の水質のグラフで、突然現れたり、消えたりしている井戸があるが、こういった要因でこのようになっているのか。
- 県 平成26、27年度に湧水により採水できない時期があった。平成28年度に採水できるようになったが、その水量が減少したことにより濃度が上がったのではないかと考えている。  
それ以前については平成18、19年にドラム缶の撤去をしているため、それが影響しているものと考えている。
- 委員 場内のいくつかの処分場はキャッピングされているが、今の話のように水量の減少により濃度の増減があるようであれば、雨水を注入して洗い出す方式にしてもいいのではないかと思うが、その点についてどう考えているのか。
- 県 8、10、11番処分場については洗い出し効果を上げるために、処理水を汲み上げてパイプの中に流して広げるといふ、トレンチの工事を一昨年に実施しており、今後洗い出しを行っていくこととしている。  
1、2番処分場については、遮水シートが設置されていないため、洗い出しをより進めていきたいという考えから注水井戸を設置したものである。  
その他の3、4、5、6、7番処分場については、現在、保有水が貯まっている状態である。そのため、現在は水位を下げるという対策をとっている。  
それぞれの処分場の形態によって、今後の対策の取り方が若干違っていくという状況である。
- 委員 今の説明にもあったとおり、1、2番処分場については、遮水シートが設置されていないため、地下水に直接影響することも考えられる。十分注意をしながら対策を講じて頂きたい。  
今年度実施するドラム缶の撤去について、現在、付け替えの道路等の事前の養生をしているようであるが、実際の掘削開始は何月からになるのか。

- 県 9月上旬から掘削に入る予定である。
- 委員 もっと早く掘削開始出来ないのか。1ヶ月もかかる理由はあるのか。
- 県 施工業者と施工計画を協議して、9月上旬としている。
- 委員 前回掘削した際は降雪期であったため、油状物質が固まり、作業員が大変な苦勞をした記憶がある。そのため、早期に実施できないのかという思いで話をした。
- 県 時期が遅くなれば、寒くなるという影響があるのは承知しているが、作業員の体調を考えた場合、夏場の真っ盛りに実施するよりも適した時期ではないかと考えている。段取りが整い次第、掘削開始をしたいと考えているが、9月上旬ということでご理解いただきたい。
- 委員 掘削開始の際は、我々にも連絡をして頂きたい。
- 委員 この掘削工事は産廃特措法とは関係なく、県の単独の事業として実施するのか。  
その経費については前回の掘削と同様に原因者に請求するのか。
- 県 そのとおりである。今回の掘削も環境保全対策の一環と考えているため、かかった経費については原因者に請求することとしている。
- 委員 我々としてはお金と環境との秤を、環境を重視するかたちで対策をしていただきたいと思っている。
- 委員 掘削工事において、掘削した土は平地に積み上げるのか。
- 県 平地にブルーシートを敷き、積み上げて仮置きをする。
- 委員 掘削した土が汚染され、場外に搬出することになった場合、処分場内の他の汚染土を洗浄して埋め戻すなどの方法は考えていないのか。
- 県 掘削した土については埋立の基準をクリアしているものは埋め戻し、基準を超えているものは場外搬出することになる。別の場所の土を埋め戻すことは考えていない。
- 委員 県が土と言うため、普通の土だと誤解しているようだ。土ではなく、一旦埋め立てした廃棄物である。
- 委員 基準を超えたものを搬出するのか、それとも下回ったものを搬出するのか。濃度ごとに分けて積み上げておくのか。
- 県 最終処分場に埋め立てられる濃度の基準が決められているため、基準を超えるものを搬出する。基準以下のものは埋め戻す。

前回掘削した場所については、基準以下であることを確認して埋め戻しているため、基本的には大丈夫である。しかし、今回初めて掘削する場所については、どのような状態か不明なため、しっかりと分析をして判断する。

また、油が多量に付着している等、見た目だけで場外搬出が必要と判断出来るものについては一番近いところに仮置きすることになっている。

委員 処分先はすでに決まっているのか。

県 まだ決まっていない。基本的には焼却処分と考えている。

委員 1, 2番処分場は素掘りの処分場であり、遮水シートも設置されていない。そのため、汚染物質が他に浸透拡散していく恐れもあるので慎重に取り扱っていただきたい。

委員 8月18日午前9時からに現場を案内していただきたい。

県 了解した。

(以上、質問等なし)

県 以上で、第29回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会を終了する。